

## 落札者決定基準

公益財団法人愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会（以下「組織委員会」という。）が発注する「愛知・名古屋 2026 大会チケットング業務委託」に関する落札者を決定するにあたって、最も優れた提案者を落札者と決定するための、手順及び方法等を示したものである。

### 1 概要

本大会におけるチケットング業務にあたっては、国内外の一般個人や関係者（OCA・APC ファミリー、45 の国と地域の NOC、各競技の IF・AF・NF、大会スポンサー等）を対象に幅広くチケット販売・配券を行う必要があるほか、並行して異なる会場で複数の競技が実施される複雑な環境のもと大会運営・顧客対応を行うことが必要であり、競技団体や会場、OCA・APC 等の関係者との協議にあたって、大規模国際競技大会等での実務経験や専門的な知見が求められる。

そのため、本業務の落札者の選定を、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札を行った者のうち、入札価格及び事業者の幅広い能力・計画の具体性を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式一般競争入札によって行う。

### 2 総合評価の方法

#### (1) 総則

- ・ 入札価格及び提案内容をもとに価格点及び技術点を算出し、その合計点数（総合評価点数）が最も高い者を落札者とする。
- ・ 組織委員会が設置する「愛知・名古屋 2026 大会チケットング業務委託総合評価委員会（以下、「委員会」という。）において、審査及び採点を行う。
- ・ 審査はプレゼンテーションにより行う。なお、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した者が 6 者以上ある場合は、別紙 5「書面審査・選定方法」により書面審査を行い、事前に総合評価点数が高い順から 5 者以下に絞り込むこととする。
- ・ 価格点に 50 点、技術点に 225 点を配分し、総合評価点数を 275 点とする。
- ・ 技術点の最低評価値を 110 点とし、技術点の合計が最低評価値を下回った場合は失格とする。
- ・ 総合評価点数が最も高い者が 2 者以上ある場合は、次のとおり落札者を決定する。
  - ア 入札者それぞれの「技術点」「価格点」が異なる場合  
技術点が高い者を落札者と決定する。
  - イ 入札者それぞれの「技術点」「価格点」が同じ場合  
委員会の協議により受託者を決定する。なお、委員会の協議でも決定できない場合、委員会の多数決により落札者を決定する。

## (2) 価格点

- ・ 50 点満点とし、入札書の価格をもとに、次のとおり算出する。

$$\text{価格点} = 50 - (\text{入札価格} \div \text{入札予定価格}) \times 50$$

※但し、入札価格・入札予定価格ともに「会場運営費想定額」を除く価格で点数を算出する（小数点以下、四捨五入）。  
⇒「会場運営費想定額」については、今後の会場運営の検討によって、業務を実施するのに必要な人員・機材の数量や方法が変動する可能性があり、価格点における評価対象とはしない。

## (3) 技術点

- ・ 技術提案書の内容については、別紙3「評価項目及び評価基準表」に従って、委員会が審査及び採点を行う。
- ・ 各委員の技術点を合算し、平均したものを技術点として採用する（小数点以下四捨五入）。
- ・ 技術点の配分は、以下のとおりとする。

番号	評価項目	点数
業務 実施 体制	本業務の実施体制	30 点
	プロジェクトマネージャー及び組織委員会への出向者の実績等	40 点
	法人の業務履歴	30 点
業務 内容	業務全般に関する取組方針	10 点
	チケットング実施計画作成	25 点
	チケット販売	20 点
	チケットングシステム	20 点
	大会運営	20 点
	カスタマーセンター	5 点
	顧客対応・販売促進	10 点
	追加提案（自由提案）	10 点
社会的取組		5 点
合計		225 点

- ・ 各項目の採点は、技術提案書及びプレゼンテーションにより次の表に示す基準により 5 段階評価で行う（社会的取組に関するものを除く）。

段階	採点基準	配点割合
A	極めて優れている	100%
B	優れている	80%
C	普通	60%
D	劣っている	40%
E	極めて劣っている、又は、記述がない	-%

- 社会的取組については社会的価値の実現に資する取組に関する申告書（様式7）より次表のとおり採点を行う。

評価項目		評価基準	審査方法	配点
社会的取組に関する評価項目（様式7）	項目1	環境に配慮した事業活動	①ISO14001、②エコアクション21、③KES、④エコステージのいずれかの環境マネジメントシステムの認証を受けていること □満たしている(0.5点) □満たしていない(0点)	1点
			⑤自動車エコ事業所の認定を受けていること □満たしている(0.5点) □満たしていない(0点)	
	項目2	障害者等への就業支援	⑥障害者雇用状況の報告義務がある事業主で、障害者法定雇用率を達成していること（障害者雇用状況の報告義務がない事業主である場合も加点対象とする。） ⑦名古屋保護観察所に協力雇用主としての登録を受け、保護観察対象者（同一人物）を継続して3か月以上雇用していること（※1：協力雇用主の登録のみ） □2項目以上を満たしている(1点) □1項目満たしている(0.5点) □0.5項目を満たしている(0.25点) □1項目も満たしていない(0点)	1点
	項目3	男女共同参画社会の形成	⑧あいち女性輝きカンパニーの認証を受けていること（※2：⑨女性の活躍促進宣言のみ） □満たしている(0.5点) □女性の活躍促進宣言のみの場合(0.25点) □満たしていない(0点)	1点
			⑩えるぼし認定もしくはプラチナえるぼし認定を受けていること □満たしている(0.5点) □満たしていない(0点)	
	項目4	仕事と生活の調和	⑪愛知県ファミリー・フレンドリー企業の登録を受けていること □2項目以上を満たしている(1点) □1項目満たしている(0.5点) □1項目も満たしていない(0点)	1点
			⑫あいちこ家庭教育応援企業賛同書を提出していること ⑬くるみん認定、トライくるみん認定もしくはプラチナくるみん認定を受けていること	
項目5	エコモビリティライフの推進	⑭あいちエコモビリティライフ推進協議会に加入し、⑮エコ通勤優良事業所の認証を受けていること	1点	
項目6	安全なまちづくりと交通安全の推進	⑯愛知県安全なまちづくり・交通安全パートナーシップ企業の登録を受け、活動報告書を提出していること □2項目以上を満たしている(1点) □1項目満たしている(0.5点) □1項目も満たしていない(0点)		
項目7	健康づくりの推進	⑰愛知県健康経営推進企業の登録を受けていること		
計				5点

※1 「協力雇用主の登録」を受けているが、保護観察対象者等を雇用していない場合は、0.5項目に適合しているものとみなし、本項目に設定する配点の4分の1に相当する点数を付与する。

※2 あいち女性輝きカンパニーの認証を受けるための要件の一つである「女性の活躍促進宣言」は提出しているが、当該認証を受けていない場合には、本項目に設定する配点の2分の1に相当する点数を付与す